

入院基本料に関する事項

1. 当院は、急性期一般入院料4の届出を行っており、入院患者様10人に対し1人以上の看護職員を配置しています。時間帯ごとの配置については病棟に掲示しております。また、急性期看護補助体制加算の届出を行っており、入院患者様25人に対し1人以上、夜間帯は50人に対し1人以上の看護補助者を配置しています。

当該病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

- ・ 朝8時30分～夕方16時30分 : 看護職員1人当たりの受け持ち患者数は5人以内
- ・ 夕方16時30分～深夜0時30分 : 看護職員1人当たりの受け持ち患者数は25人以内
- ・ 深夜0時30分～朝8時30分 : 看護職員1人当たりの受け持ち患者数は25人以内

2. 当院は、地域包括ケア入院医療管理料1の届出を行っており、入院患者数13人に対し1人以上の看護職員を配置しています。

- ・ 朝8時30分～夕方16時30分 : 看護職員1人当たりの受け持ち患者数は5人以内
- ・ 夕方16時30分～深夜0時30分 : 看護職員1人当たりの受け持ち患者数は25人以内
- ・ 深夜0時30分～朝8時30分 : 看護職員1人当たりの受け持ち患者数は25人以内

令和7年10月1日現在